平成21年度菅老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

| (1) 指定管理者 | 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会 (多摩区登戸1763番地) | |
|-----------|---|--|
| (2) 指定期間 | 平成21年4月1日 ~ 平成26年5月31日 | |
| (3) 業務の範囲 | | |
| | 1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防に資する取組みについて ウ 団塊世代の利用の促進に資する取組みについて エ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 オ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 カ 運営委員会の設置・運営に関すること 2 利用の許可に関する業務 3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務 4 施設等の維持管理に関する業務 | |

2 管理運営(事業執行)に対する評価

| 評価項目 | 平成21年度管理運営の状況 | 評価及び指導 |
|---------------|---|---|
| (1) 管理業務の実施状況 | | HI IMPOUNT |
| ①管理運営の基本的事項 | 高齢者のいきがいづくりの場として教養講座やレクリエーションを実施するとともに、小地域福祉活動の実践の場として、あらゆるニーズに対応できるよう、運営委員会との緊密な連携を図った。また、合築施設であるため、行事の際にはお互いに協力し、地域に根ざした施設という認識が得られるよう活動した。利用者への平等な利用の確保については、要綱等に基づき適切に配慮するとともに、新規の利用者に対しては、管理人が説明を行い、継続して利用出来るようサポートした。 | 運営委員会及び地区社会福祉協議会との緊密な連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営している。また、教養講座の受講者決定に当たって、初心者優先とする等、新規受講生の確保に配慮した点について評価できる。 |
| ②安全管理への取り組み | 修繕等を要する状態が生じた場合は、予算の範囲内の案件については早急に対応し、予算を超える場合は、川崎市社会福祉協議会に対して、随時、依頼した。また、管理人は、川崎市社会福祉協議会が開催する普通救命講習を受け、緊急時に備えた。避難訓練は総合的に実施し、平均して20名以上の利用者が参加した。 | 概ね適切に安全管理していると判断できる。 避難訓練を年2回定期的に開催していることは評価できる。 |
| ③運営に関する業務 | 教養の向上や心身の健康増進を図ることを 目的に教養講座を実施し、従来からの同好 会活動等が円滑に運営できるようサポート した。 また、運営委員が頻繁に来所し、日常業務 の運営に、積極的に携わった。 | |

| 評価項目 | 平成21年度管理運営の状況 | 評価及び指導 |
|--------------------|---|---|
| (2) 利用状況 | | |
| ①利用状況 | 団体利用者数10,417 人個人利用者数2,791 人利用者数13,208 人入浴者数44 人 | 前年度と比較し、利用者数は378 人減少している。今後は積極的な 周知や講座内容の充実、さらには 団塊世代の利用促進に努めてい ただきたい。 |
| ②講座・行事の実施状 況 | 教養講座実施回数 | 教養講座及び行事は、当初の事業計画と比較し多く実施している。今後も、こども文化センターと連携し、世代間交流の促進等に努めていただきたい。 |
| (3) 収支状況 | | |
| ① 収支状況 | 委託料2,920,454 円指定管理委託料2,920,454 円支出金額2,607,963 円人件費2,156,730 円事務費73,955 円事業費238,209 円消費税139,069 円収支差額312,491 円 | 委託料の範囲内において、適切に執行したことは評価できる。 今後も、管理経費の縮減に対する 取組みに努めていただきたい。 |
| (4) その他 | | |
| ① 利用者からの意見・要望等への対応 | 当指定管理者の「苦情解決実施要綱」を設置し、苦情受付担当者・苦情解決責任者、さらには第三者委員(弁護士等)を委嘱し、苦情受付体制を確立している。また、「ふれあいの手紙」をいこいの家に設置し、利用者からの様々な意見や要望を汲み取った上で、運営委員会に諮り共有した。 | 要望・苦情等へ対応する体制が 定まっているとともに、「ふれあい の手紙」の設置によって、些細な 要望等を抽出するように努めてい ることについて評価できる。 |
| ② 個人情報の保護 | 個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき、プライバシーポリシーをいこいの家に掲示及び周知した。また、職員は「川崎市社会福祉協議会職員倫理要領」により、職務上知り得た個人情報の保護に努め、退職後も守秘義務に努めることとしている。名簿等の管理について、管理人室から持ち出さないようにし、利用者の目が届かない場所で保管している。 | |

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成21年度においては、指定管理・運営業務第2期目の初年度となり、概ね事業計画に基づき、安定的に管理運営している。また、世代間交流を促進し、地域に開かれた施設として運営してきたことは評価できる。次年度も、利用者に親しみある施設として、地域の実情を尊重するとともに、管理運営していただきたい。

4 21年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・団塊世代の利用を促進するため、広報等の周知活動に努めていただきたい。
- ・教養講座及び行事の開催にあたって、運営委員会と緊密に連携していただきたい。